

「一般財団法人 国際教育振興会」賛助会 規約

第一章 総 則

第1条「名 称」

本会は国際教育振興会賛助会（略称、IEC賛助会）と称する。

第2条「目 的」

本会は国際教育振興会および日本国際学生協会の趣旨に賛同し、それぞれの諸事業の遂行に必要な財政的援助を行うことにより、世界各国との相互理解・友好親善をはかり、人類社会の発展に寄与することを目的とする。

第3条「事 業」

本会はその目的を達成するため次の事業を行う。

1. 日米学生会議開催のための援助
2. 日本国際学生協会東京支部の行う事業への援助
3. その他国際教育振興会の行う国際交流事業への援助

第4条「住 所」

本会は事務局を東京都新宿区四谷1-50国際教育振興会内に置く。

第二章 会 員

第5条「会 員」

本会の会員は個人会員と法人会員より成る。

会員の規定は理事会の決議を経て別にこれを定める。

第6条「会 費」

本会の会員は賛助会費を納めるものとする。

入会金および会費の額は理事会の決議を経て別にこれを定める。

第三章 役 員

第7条「役 員」

本会に次の役員を置く。

1. 名誉会長
2. 会 長 1名
3. 副 会 長 1名
4. 理 事 10名以上40名以内
5. 監 事 若干名

なお名誉顧問および顧問（若干名）を置くことができる。

第8条「役員を選任」

理事および監事は原則として会員の中からこれを選任し、理事の中から会長および副会長を互選する。会長は理事会の決議を経て、理事を任命することが

できる。

第9条「役員の仕事および権限」

会長は本会の会務を総括し、本会を代表する。

副会長は会長を補佐し、会長に支障ある時、その職務を代行する。

理事は理事会を組織し、会務を審議・決定する。

監事は会務を監査する。

第10条「役員の任期」

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし補欠（または増員）により選任された役員の任期は、前任者（または現任者）の残任期間とする。

役員は任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第四章 理事会

第11条「組織および権限」

理事会は理事をもって組織し、会長が議長となり、本規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 事業計画および収支予算
2. 事業報告および収支決算
3. その他会長が必要と認めた事項

第12条「召集」

理事会は年2回、会長が召集する。このほか会長が必要と認めた場合、または理事総数の3分の1以上の請求があった場合には臨時に召集しなければならない。

第13条「議事」

理事会は理事の過半数の出席をもって、その議事を開き、出席理事の過半数をもってこれを決する。

可否同数の時は議長がこれを決する。

第14条「代理人および委任」

理事会に出席できない理事は、予め定める代理人を出席させるか、これができない場合は、他の出席理事に表決権の行使を委任することができる。

第15条「議事録」

理事会の議事録には少なくとも次の事項を記載し、会長がこれを保管しなければならない。

1. 理事会開催の日時および場所
2. 理事数および出席者数
3. 議題、議事の経過およびその結果

第五章 資産および会計

第16条「資産の構成」

本会の資産は会費、寄付金、補助金その他の諸収入から成る。

第17条「資産の管理」

本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会の決議するところによる。

第18条「収支予算」

本会の予算は会長が作成し、理事会の審議を経てこれを決する。

第19条「収支決算」

本会の決算は会長が作成し、監事の監査を経て理事会の承認を受けなければならない。

第20条「会計年度」

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

第21条「規約の改正」

本規約の改正は理事会において会長が発議し、理事総数の過半数の賛成を得てこれを可決する。

第22条「発 効」

本規約は昭和53年4月1日を以って発効する。

国際教育振興会賛助会規約第5条および第6条に基づき、本会の会員および会費を次のように定める。

会員規定

1. 本会の趣旨に賛同し、理事会の承認を経た法人および個人
2. 理事会の推薦により、本会の趣旨に賛同した法人および個人

賛助会会費

年会費	法人	1口	50,000円
	個人	1口	10,000円
入会金	法人		20,000円
	個人		2,000円